

第2回 ほこみち 長崎未来ワークショ





「ほこみち制度」により、今後、旧長崎県庁から 旧長崎市役所までの国道34号が生まれ変わります。 あの通りがどんな通りになったらいいか、どんな 使い方をしてみたいか、<mark>みなさんと一緒に考え、</mark> カタチにしていきます。はじめての方の参加も可 能ですので、お気軽にご参加ください。

・第1回ワークショップの振り返り ・ アイスブレイク:参加者自己紹介 ・ワーク

ログラ

「通りのコンセプトを考えよう| 「通りの過ごし方・使い方を考えよう」

全体共有 ※内容は変更する場合がございます。

参加申込方法

※申込締切:9月25日(水)

右のQRコードもしくはメールからお申し込みください メール: hokomichinagasaki@gmail.com

メール申込の場合は、①氏名 ②年代 ③ご職業 ④お住まいの地域(長崎市内、長 崎市以外の県内、県外、のいずれか) ⑤メールアドレス ⑥本シンポジウムを 知ったきっかけ(チラシ、SNS、インターネット等)を記載してください。



お問い合わせ

ほこみち長崎未来検討委員会 事務局 095-839-9861 (国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所計画課)

主催:ほこみち長崎未来検討委員会 / 共催:国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 / 後援:長崎市

「ほこみち」の概要について

「ほこみち」とは?

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。歩道等の中に歩行者の利便増進を図る空間(特例区域)を定めることが可能となり、特例区域では道路占用許可が柔軟に認められ、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。令和6年3月末時点では、全国で139のみちが「ほこみち」に指定されています。





大阪市中央区(国道25号)

福井県敦賀市(国道8号)

ほこみち指定区間

左図に示す国道34号の万才町から桜町までの約749mの区間が、令和5年4月28日付で「ほこみち」に指定されました。今後どのように、活用・整備していくかの検討が始まっています。





ほこみち指定区間

これまでの取り組み

長崎での取り組みは、令和5年11月に「ほこみち長崎未来検討委員会」が設置され、ほこみちの活用に向けて議論されているほか、令和6年2月にシンポジウム、同年3月に第1回ワークショップが開催され、国道34号周辺におけるあり方の検討が始まっています。







第1回ワークショップ

当日の会場紹介

会 場

長崎商工会議所 2階ホール (長崎市桜町4-1)

- ・JR長崎駅より徒歩約10分
- ・市役所上バス停すぐ
- ・桜町電停より徒歩3分

